

# 建設候補地の選定方法

(建設候補地検討会)

(事務局)

7 ~ 8月

第1回及び第2回検討会  
法規制地域等の項目審議  
候補地拾い出し要件審議

第1段階

市町村、関係団体からの情報収集  
県有地についての情報収集  
県民からの情報提供



数箇所の候補地を選定

9月

第3回検討会  
候補地域の抽出結果、候補地拾い出し結果審議(数十箇所の候補地を選定)

第2段階

10月

第4回検討会  
県下全域に係る調査に基づく候補地及び市町村等からの情報収集に基づく候補地について第3回検討会までに審議する評価項目を基に評価(十数カ所の候補地を選定)

第3段階

\* 建設候補地検討会の中に専門家会議を設置する。(専門家会議は7月に2回開催)

\* 建設候補地検討会及び専門家会議はいずれも公開の場で行う。

12月

第5回検討会  
候補地評価(3~5箇所の候補地を選定)

第4段階

3月

3 ~ 5 程度 の 候 補 地 を 選 定